

余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

那須町教育委員会生涯学習課

余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

那須町（以下「本町」という。）の中央部に位置する「余笹川ふれあい公園」は、平成9年に余笹川の河川沿いに芝生が広がる河畔公園として開園され、公園内には温水プール的那須スイミングドームを整備し、プールの利用をはじめ、広大な芝生を利用したグラウンドゴルフの利用、公園内にある遊具の利用など、町民の憩いの場として利用されてきた。

しかしながら、開園から25年以上経過し、町民ニーズの多様化や当初設置した遊具の老朽化により遊具の撤去が相次ぐなど、公園としての魅力度が低下していることから、子育てしやすい環境の充実が求められている状況である。

このため、新たな大型複合遊具を整備することで、来園した子ども達が安心・安全に遊ぶことができ、子育てしやすい環境の充実を図るとともに、人と人との交流の場を提供することで、地域コミュニティの醸成につながることを期待される。

本事業を行うにあたり、限られた資源を最大限に有効活用し、多くの子ども達から喜ばれる複合遊具を設置するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、創造力・技術力・問題解決に優れた事業者を選定するものである。

2 事業の概要

(1) 事業名

余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業

(2) 発注方式

本事業は、町が候補地としている箇所に、複合遊具設置の企画・提案を受けた上で、新たな複合遊具の実施設計及び現地への設置までを一括して、公募型プロポーザル方式により発注する。

(3) 事業の内容

事業については、「余笹川ふれあい公園複合遊具整備事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年12月25日（木）までとする。

(5) 業務場所

余笹川ふれあい公園（栃木県那須郡那須町大字寺子乙2576番地）

(6) 提案上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 実施設計、製品製作、施工等のすべてを含む。

(7) その他

遊具及び周辺施設は、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づくものとし、賠償責任保険の対象となる製品であること。

3 選考方法

- (1) 選考方法については、下記に示す「7 提案書・プレゼンテーション」に基づき、那須町複合遊具整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにおいて実施されるヒアリングを加味し、総合的に評価して行うものとする。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日程（予定）
募集開始（公告）	令和7年6月23日（月）から
現地見学会	令和7年6月30日（月）午後2時から
質問書の提出期限	令和7年7月8日（火）
質問書の回答期限	令和7年7月15日（火） 午後5時までに随時回答
参加表明書提出期限	令和7年7月18日（金）午後5時まで
参加表明に関する資格審査の結果通知	令和7年7月23日（水） 午後5時まで
企画提案書受付期限	令和7年7月29日（火） 午後5時まで
書類審査	※応募者多数の場合に実施 令和7年8月上旬
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年8月5日（火）予定
審査結果通知	令和7年8月中旬

5 参加資格

過去5年間に本業務と同種業務について、国又は地方公共団体と契約実績を有する者であって、以下の事項に該当する者とする。

- (1) 国又は地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 配置技術者に関する条件については、建設業法第26条の定めるところにより、当該入札参加業者と直接的かつ継続的雇用関係にある1級又は2級土木施工管理技士又は、1級又は2級造園工事施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者をこの現場に配置で

きること。

(6) 建設業法第27条の23第1項に規定する本要領「6 参加表明者の資格審査」で求める経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート 工事」又は「造園工事」の総合評価が900点以上であること。

(7) 那須町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する要件に該当しないこと。

(8) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づく、公園複合遊具を整備できること。

6 参加表明者の資格審査

本プロポーザルに参加を表明する者は、次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部提出すること。参加表明を行った者に対しては、資格審査の終了後、審査結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することは出来ない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 配置予定技術者の経歴等（様式第2号）

ウ 建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写し）

エ 最新の経営事項審査結果通知書の写し

オ 審査出席者届出書（様式第3号）

カ 誓約書（様式第4号）

キ 参加表明書等受領書（様式第5号）

ク 公募型プロポーザル参加資格等審査結果通知書の返送用封筒（長形3号封筒に切手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること）。

ケ 工事实績調書（様式第10号）

(2) 提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和7年7月18日（金）午後5時必着

(3) 資格審査の結果の通知方法及び通知期限

令和7年7月23日（水）までに公募型プロポーザルに係る参加資格審査結果を文書にて郵送で通知する。なお、参加資格がないとなった者にはその理由を記載する。

7 提案書・プレゼンテーション

(1) 企画提案書

「6（3） 資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知により、審査対象者として選定された者は、企画提案書として次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部、副本として10部提出すること。（提出書類の電子データ（DVD 又は CD で、PDF 形式）を1部提出すること。）

なお、提案書の提出は、1者につき1案とする。

ア 企画提案書（様式第8号）

- イ 工事の実施方針・工事フロー・工程計画（様式第 9 号）
- ウ 完成予想の概要図（イラスト）A 3 版カラー（最大 2 枚）
- エ 遊具等の配置計画図
- オ 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
- カ 遊具設置後 20 年間の修繕及び部品交換に関わる維持管理経費（点検費用は除く）を説明する資料
- キ 見積書（任意様式、合計金額のほか積算内容も記載すること）
- ク その他必要に応じた補足説明資料

（2）提案書・プレゼンテーションに関する質問及び回答

- ア 提案書・プレゼンテーションに関する質問がある場合には、令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時までに工事概要質問書（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、質問書提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、事務局で受信したことを確認すること。

（E-mail sports@town.nasu.lg.jp）

- イ 提案書・プレゼンテーションに関する質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 15 日（火）までに、質問者に対し個別にメールにて回答を行うとともに、必要に応じて、那須町ホームページにおいて閲覧に供する。

（3）提案書・プレゼンテーションに関する提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時必着

（4）評価基準

「別表 評価基準」により審査を行う。

（5）プレゼンテーションについて

令和 7 年 8 月 5 日（水）（予定）にプレゼンテーションを行う。「6（3）資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知にあわせ、プレゼンテーションの日程を提案者に通知する。

プレゼンテーションは 20 分以内とし、その後 10 分程度でヒアリングを行う。プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記述されている提案のみで行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施方法については下記のとおりとするが、災害等により、プレゼンテーション審査が開催し難い場合は、別の方法で開催する場合もあり得る。詳細については対象者に別途案内を行う。なお、応募者多数のときは、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を令和 7 年 8 月上旬（予定）に書類審査により 3 者程度に選定する場合がある。

ア 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、審査出席者届出書（様式第 3 号）で届出があった者とし、配置予定である主任技術者又は監理技術者は最低 1 名出席しなければならない。

イ 会場に用意されているもの

プロジェクター・パソコン（持参可）

ウ 留意事項

- (ア) 提出した企画提案書の内容及びその補足説明についてのみ行なうこと。
- (イ) 資料の追加配布（提出していない資料についてプロジェクターでの投影等を含む）は認めない。

(6) 最優秀提案者等の特定方法

- ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者としてそれぞれ特定する。
- イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

(7) 審査結果の通知

審査の実施後、文書で通知するとともに、那須町ホームページにて公表する。

8 契約に関する事項

- (1) 選定委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、仕様書及び優先交渉権者の提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。提案書の記載内容は原則として契約時の仕様とするが、本工事の目的達成のため、必要な範囲内において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。
- (2) 契約に関しては、優先交渉権者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約をいう）とする。
- (3) 最優秀提案者と契約締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。

9 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「5 参加資格」を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (7) 見積書の金額が提案上限金額を超過した場合
- (8) その他本要領に違反すると認められる場合

10 その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出にあたっての留意事項

提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出書の不利益が生じて、本町はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又は電子メールで着信確認を行うなどの対策を講じること。

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- イ 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む）
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

（４）企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、返却しない。
- イ 提出された企画提案書の著作権は提案者に全て帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本町がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属する。
- ウ 町は審査・選定を行うのに必要な範囲内において、提出書類を複写して使用することがある。

（５）配置予定技術者の変更

本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、事務局の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。

（６）辞退

本プロポーザルを途中で辞退する場合は事務局宛てにその旨を記載した書面（様式第７号）を提出すること。

（７）特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。

（８）禁止事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

1 1 事務局

〒329-3215

栃木県那須郡那須町大字寺子乙2516番地36

那須町教育委員会生涯学習課施設管理係（担当者 横山、益子）

電話 0287-72-5959（直通）

E-mail sports@town.nasu.lg.jp

別表 評価基準

(提案内容評価)

評価の視点 (評価項目)		評価の着眼点	配点
要求事項に対する企画提案	テーマ・コンセプト	遊具やエリア全体の整備内容が余笹川ふれあい公園の景観、地域特性に合った遊具設置・空間づくり(遊具の形状、色調、配置等となっているか)	10
		幅広い個性や好みなどを持つ子ども達と一緒に楽しく遊べることに配慮したコンセプトになっているか。	10
	遊具の構成要素	障がいの有無などに関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の提案がされているか。	10
		多様な遊びなどの形態(のぼる、すべる、くぐる等)が提供されており、子ども達の想像力・冒険心を育むなど良質な遊具であるか。	10
	安全対策	利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策の提案がされており、遊具ごとに必要な安全対策に対する提案がされているか。	10
		利用者の導線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか。	10
	維持管理	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用しているなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10
		日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。	10
	施工計画	現地条件を踏まえた詳細な施工計画であり、町内の事業者と協力して実施する計画となっているか。	10
	提案価格	遊具整備に対する妥当な価格設定となっているか。	10
合計			100

高評価	やや高評価	普通	やや低評価	低評価
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1